

豊橋市立羽田中学校

いじめ防止基本方針

令和7年 4月 3日

(最終改定)

豊橋市立羽田中学校いじめ防止基本方針

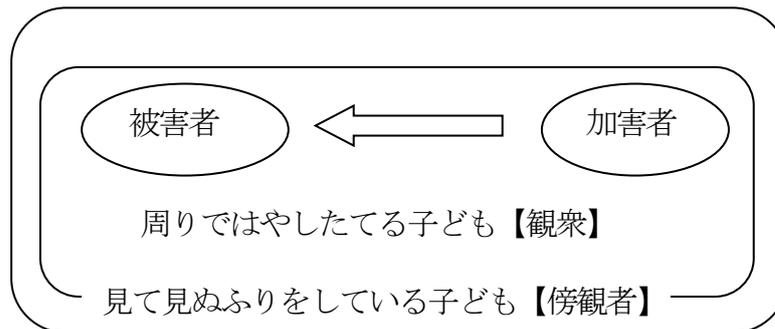
1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、おこった場所は、学校の内外を問わない。
文部科学省見解より

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

いじめの構造（豊橋市教委策定「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」より）



いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。周りではやしたてる子どもは積極的に是認する存在、見て見ぬふりをする子どもは暗黙的に支持する存在である。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在であることを忘れてはならない。

ただし、「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」の4つは、ちょっとしたきっかけで立場が入れ替わる可能性がある。いじめの加害者が、いつも加害者になるとは限らない。いじめを防ぐために、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかがポイントである。このように転換していくような取り組みを道徳や学活等を通して育てていきたい。

めざす生徒像（羽田中学校「生徒指導基本方針」より）

校訓 「雨ニモマケズ」を理念に、明るく・たくましい・心豊かな人間の育成につとめる。

- 根づよい人間（やりとげる）… 基礎基本を重んじ、確かな学力を身につける生徒
- 創造的な人間（考える）… 自己の存在に自信をもち、心理を追究する生徒
- 心豊かな人間（感動する）… 心身ともに健康で、感動する心をもつ生徒

「サウイフモノ」を大切にする生徒の育成

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生徒支援委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう毎週生徒支援委員会を開催し、組織として対応する。

校務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、生活サポート主任、養護教諭で構成する。また、状況に応じて、学級担任、教科担任や部活動顧問とともに、「生徒支援委員会」を開くなど柔軟な組織とする。

(1) 「生徒支援委員会」の役割

① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

② 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で教職員に「学校いじめ防止基本方針」を周知徹底させ、共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を担当の目だけでなくより多くの目で行い、集約結果を全教職員で共有して、実効あるいじめ防止対策に努める。

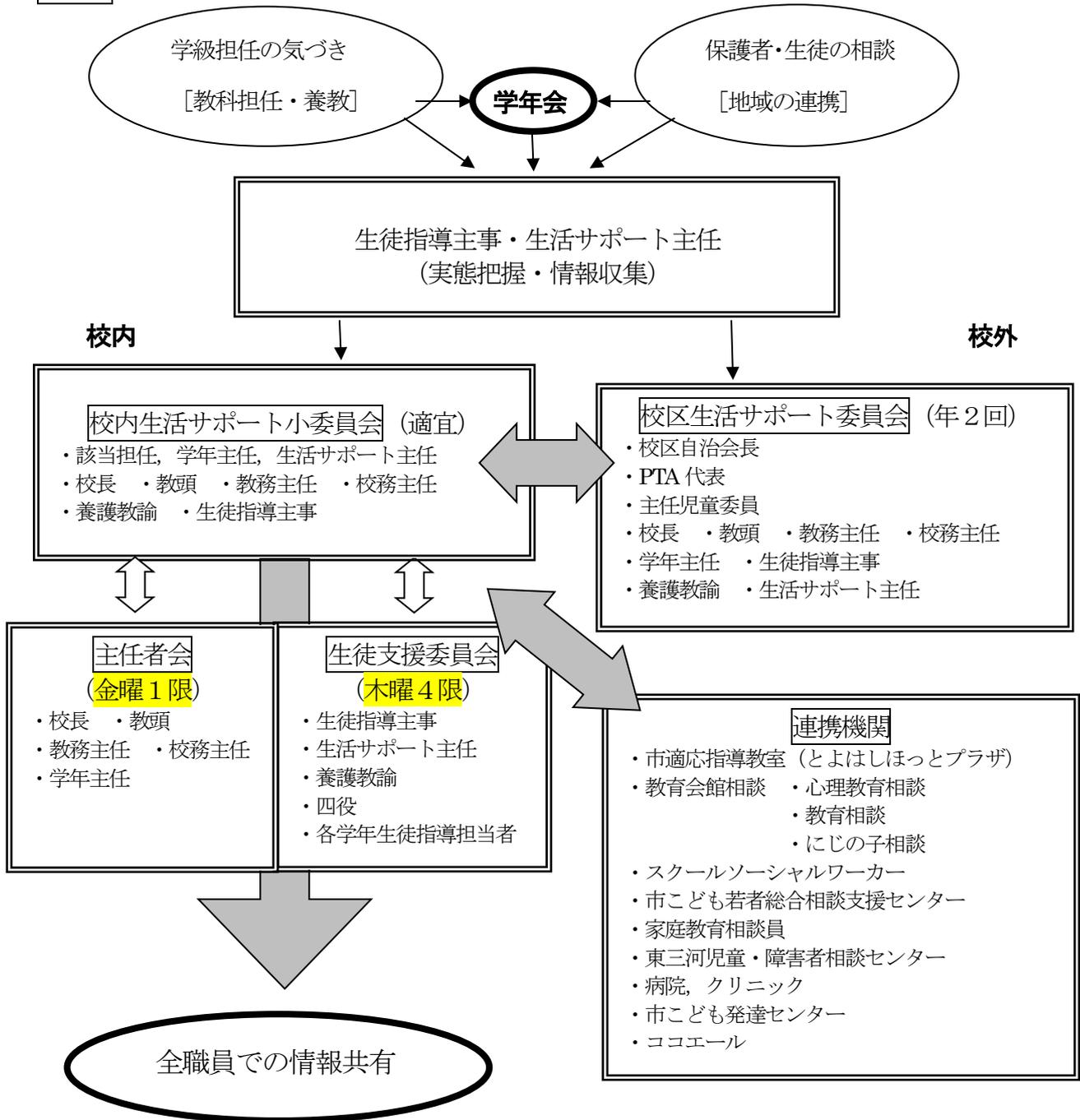
③ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

組織図



3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

① 全教職員で関わる意識の向上

- ・ いじめや不登校生徒に多くの人間が関わっていくことにより、人間関係を豊かにし、自己の存在を意識させる。
- ・ 情報を共有して、多くの教師があらゆる機会を利用して見守っていく。
そのためには、報告・連絡・相談・確認することが不可欠である。校務支援ソフトを適宜利用し、学年内、学校内での情報共有を大切にする。

② 「いじめは絶対に許されない」という意識の徹底

- ・ 「いじめは絶対に許されない」という意識を生徒一人一人に徹底させる。直接的な当事者でなくても、いじめをはやし立てたり傍観したりすることはいじめとかわらないことを指導する。
- ・ いじめを周囲の大人に相談することは正しい行為であるという認識をもたせる。

③ 自他を尊重し、生命や人権を大切にする態度の育成

- ・ 学校教育活動全体を通じて、生きることの素晴らしさや喜び等について、生徒の実態に応じて継続的に指導する。
- ・ 道徳教育や心の教育を充実させる。
- ・ 体験活動など人間関係や生活経験を豊かにする教育活動などを取り入れるよう努める。
- ・ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

④ 互いを認め合い、高め合う温かな集団づくり

- ・ 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングなどの手法を参考にしつつ、互いを認め合い、高め合う温かな集団づくりに努める。
- ・ 学校教育活動全体を通じて、日頃の自己肯定感・自己有用感を育成する。

⑤ いじめを「しない」「させない」雰囲気づくりの徹底

- ・ 一人一人に役割をもたせ、心の居場所を見つけさせていく。
- ・ いじめを認知した場合は、当事者・加害者からしっかりと話を聞き、迅速な対応をしていく。その際、記録を残し、継続的な見守り・指導にあたる。
・・・関係生徒の保護者へ連絡。
- ・ 加害者だけでなく、傍観者への指導も怠らない。・・・学年集会、学級会等を開く。
- ・ 学校生活アンケートや普段の生徒の様子に気を配り、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に努める。

(2) いじめの早期発見の取り組み

① 子どもと日常の交流を大切にする

- ・ 「みちしるべ」、個人面接、休み時間中の雑談など、日頃から子どもに寄り添う姿勢をもち続けるよう努め、子ども・家庭との信頼関係を築く。

② 積極的な相談活動

- ・ 学校生活アンケート（校内7回、持ち帰り4回、年間11回）、ハイパーQ U（年間2回全学年）、面談週間を活用して、生徒の小さな心の変化（SOS）を見逃さない。 → 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングなどを活用する。
- ・ 気になることは、早めに他の教職員に相談したり、家庭連絡をしたりする。
・・・早期対応、早期解決を図る、家庭との連携を図る。

③ いじめや心の悩みに関する相談機関の活用

- ・ 学年通信等を通じて、いじめや心の悩みに関する相談機関やスクールカウンセラーの存在について、生徒、保護者への周知徹底を図る。
- ・ 生徒及び保護者との信頼関係を築き、いじめを受けた生徒や保護者が相談しやすい関係づくりに努める。

④ 心の悩みを抱えている様子、不登校になる兆候を見極める。

- ・ 欠席理由を確実に把握する。
- ・ 休日明けの欠席に注意する。
- ・ 「みちしるべ」の内容、「心の天気」の変化に注意する。



⑤ 情報交換会の開催（主に、職員会議後の情報交換会）

- ・ 生徒支援委員会や学年会を中心にして、不登校の状態にある生徒の問題点や生徒への援助のあり方を探りながら、保護者の考え方を把握した上で対策を検討し、再登校への道を開いていく。生活サポート主任の関わり方、相談室の運営の仕方を工夫する。
- ・ 適応教室登校の生徒と他の生徒との関わり合いを知り、教室復帰への足がかりを探る。また、スクールカウンセラーからの指導・助言を得る機会を設け、対象生徒に的確な指導ができるようにする。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導部会」を中心に組織的に対応する。

① 被害生徒への対応

- ・ しっかりと話を聞き、被害生徒を守り通すという姿勢で迅速な対応をしていく。その際、記録を残し、継続的な見守り・指導にあたる。

② 加害生徒への指導

- ・ 「いじめは絶対に許されないこと」に気づかせ、他人の痛みを理解できるように継続的な指導を行う。また、いじめを行ったことが原因で、周囲から孤立したり、疎外感をもったりすることのないよう教育的な配慮をする。
- ・ いじめの内容が悪質であり、一定の限度を超える場合は、必要に応じて警察などの関係機関の協力を求めて対応する。特に、暴力行為や恐喝など犯罪行為にあたるような場合は、警察と積極的に連携を図る。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「羽田中学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 関係機関との連携を取り、加害・被害双方の生徒や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

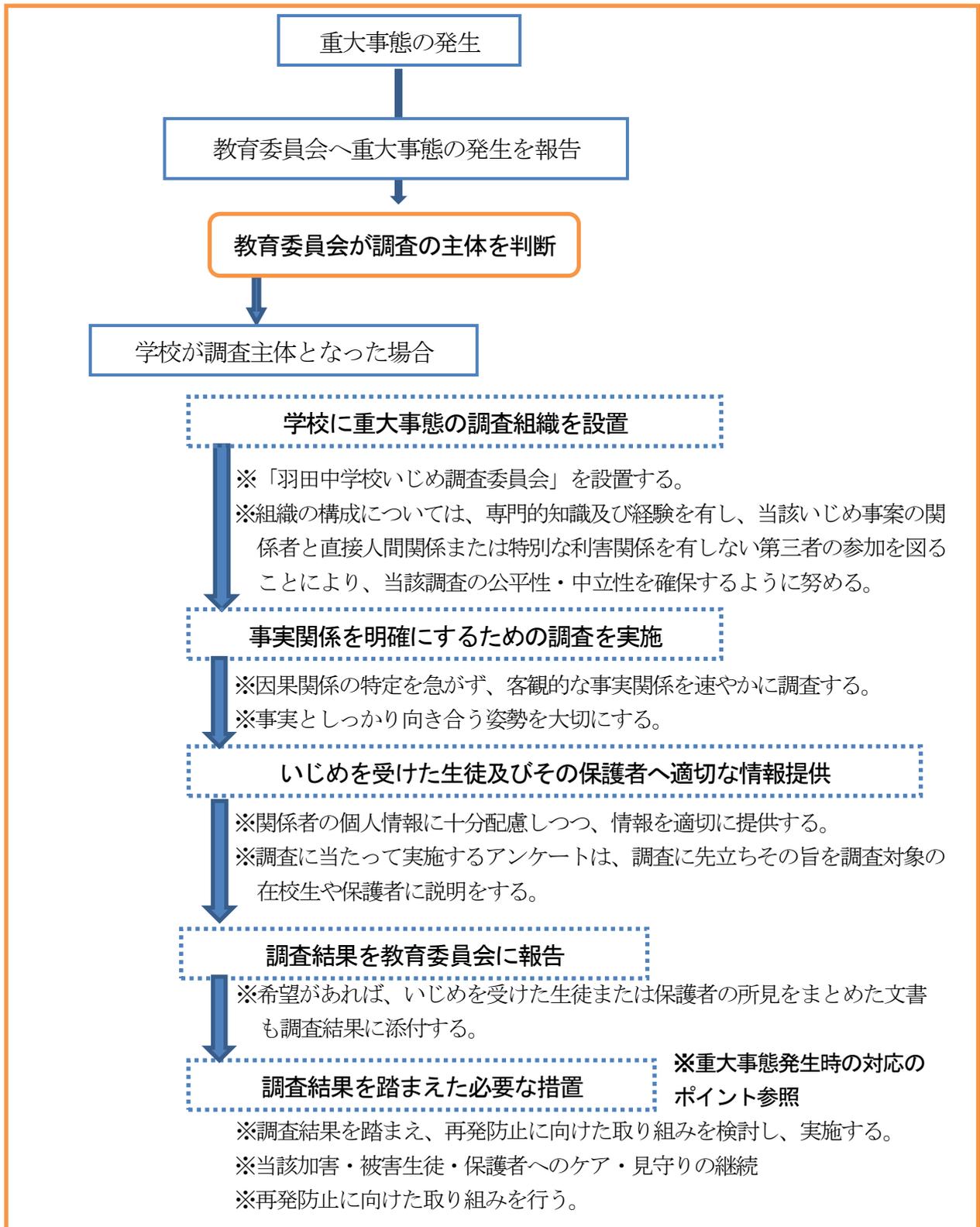
- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDC Aサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組みの評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。（QUに関する研修、全教職員で行う情報交換会など）
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る（学校説明会）。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。



【重大事態発生時の調査対応図】

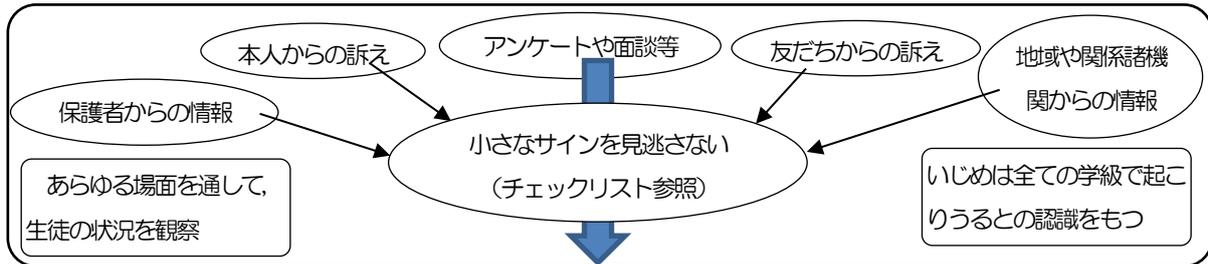


【いじめ防止年間指導計画】

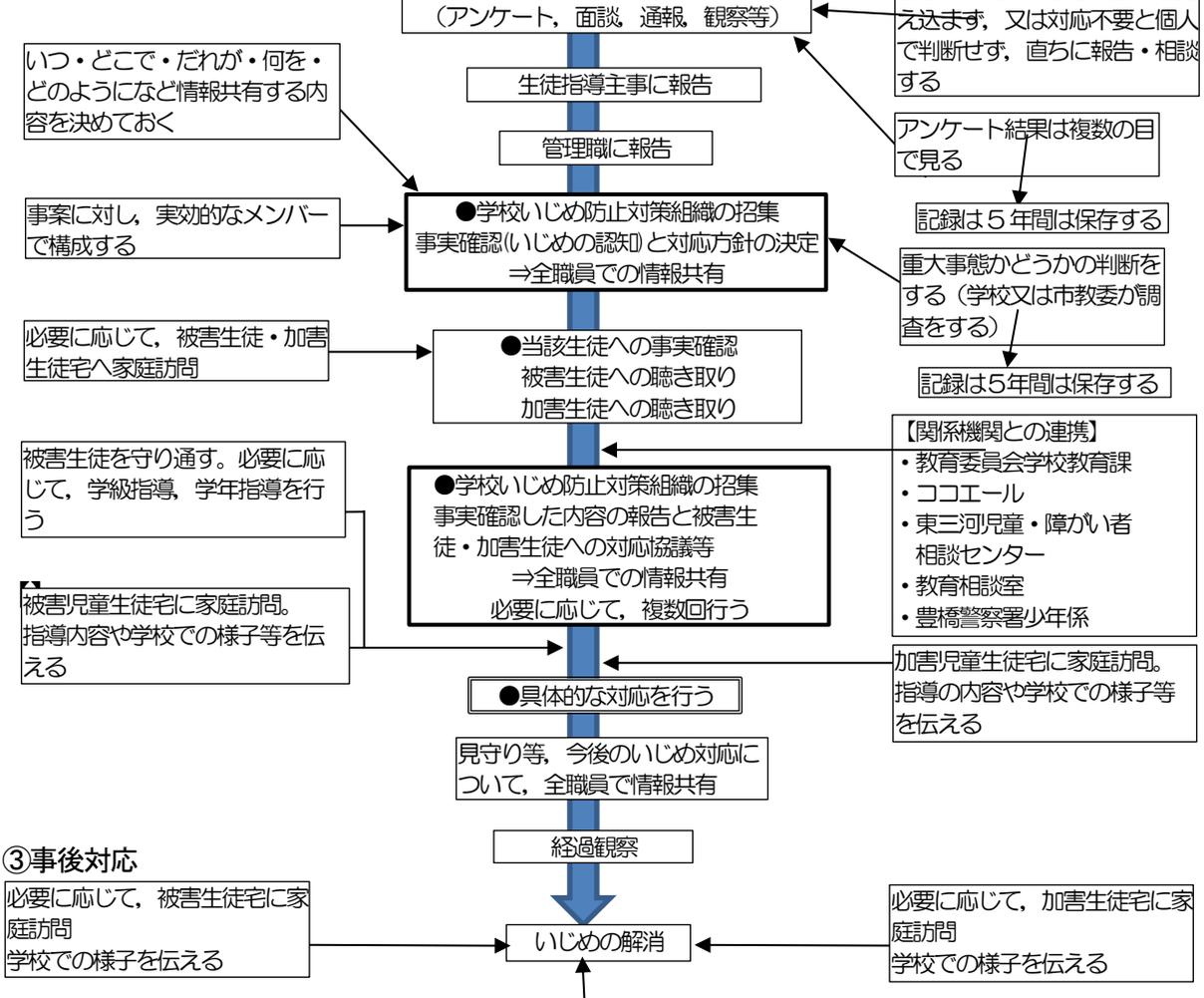
豊橋市立羽田中学校

月	会議・研修等			未然防止			早期発見	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止組織立ち上げ ・入学式、始業式、学校説明会で周知 ・相談窓口の周知 ・校内研修（1） ・生活サポート委員会（毎週月曜日実施・臨時に開催） ・生徒指導部会（毎週木曜日実施・臨時に開催） 	学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCAサイクルによる検証	学級づくり・人間関係づくり・学校行事や様々な体験活動・道徳教育等の充実・わかる授業の実践	縦割り活動、ありがとうカード、学級会等、一年を通して行う活動	日常的な生徒の観察・教員間での情報交換		<ul style="list-style-type: none"> ・前年度からの個人カルテによる情報の引継ぎ ・授業参観 ・学年懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート①（持ち帰り） ・家庭訪問
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連絡会 						<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開日 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート② ・QU検査
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（2） ・校区製生活サポート委員会 						<ul style="list-style-type: none"> ・学校いのちの日の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート③ ・面談（1）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 						<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会による啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート④（持ち帰り） ・保護者会
8月								<ul style="list-style-type: none"> ・気になる生徒への電話訪問と家庭訪問
9月								<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート⑤
10月								<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート⑥ ・QU検査
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開日 							<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート⑦（持ち帰り） ・面談（2）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 ・校内研修（3） 						<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会による啓発活動 ・人権週間の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 ・学校生活アンケート⑧
1月								<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート⑨ ・面談週間（1・2年）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・校区生活サポート委員会 ・学校いじめ防止基本方針の見直し ・学校評価 							<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート⑩（持ち帰り） ・面談（3）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中情報交流会 							<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート⑪

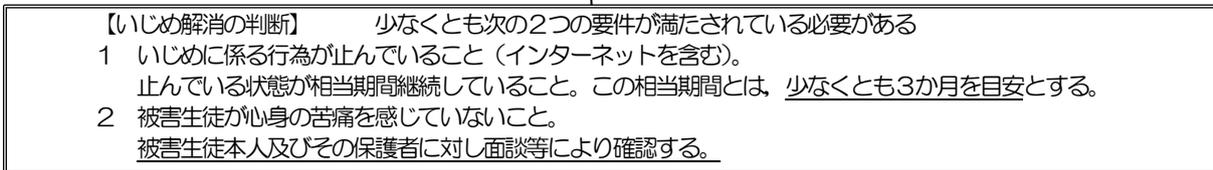
①いじめの発見



②いじめ対応



③事後対応



いじめが起こりやすい起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっている
- グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- 特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- あいさつに対してはっきり反応しない
- あいさつをされない
- 登校時間が遅くなっている
- 遅刻・欠席が増えている
- 早退や一人で下校することが増えている
- 表情が暗く、うつむきがちになる
- 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
- 服がひどく汚れていたり、ボタンが取れたりしている
- 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている

●授業中・休み時間

- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が低下し、忘れ物が多い
- プリントが配付されない
- 班編成をしたとき、孤立する
- 学習用具がなくなる
- 発言すると、周囲がざわつく
- 教職員の近くにいたがる
- 一人でいることが多い
- 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
- 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする

●給食・清掃の時間

- その子が酒配膳すると、嫌がる素振りをする
- 会食するとき、机と机の間に隙間がある
- 食べ物にいたずらをされる
- 会食中に周囲の会話に入ろうとしない
- 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする
- 一人で掃除や片付けをしている
- その子の机やいすを運ぼうとしない
- みんなが嫌がる仕事をいつもしている

いじめている子

- 多くのストレスをかかえている
- 悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに威嚇する表情をする

いじめの認知から早期対応に向けて

●日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている。
- ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

●アンケートおよび個人面談

- アンケートを年間計画に位置づけ、定期的実施している
- アンケートは、欠席者や不登校児童生徒などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認をしている
- 記入後のアンケート用紙を保存している（3年間）
- 個人面談の機会をもっている
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

組織的な対応に向けて

- アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- 被害生徒を守り通すという意識で対応している

重大事態への対応について

- 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たっている
- 記録をきちんと残している
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害生徒・保護者の説明の上行う
- 記録の引継ぎがきちんと行われている